

芝樋ノ爪蹴球少年団

運営細則

第1条（休会規定）

団員が怪我、病気、または家庭の事情等により、1か月以上活動を休止する場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 届出

休会を希望する場合は、原則として前月末までに、保護者から学年長または会計担当者へ、指定の連絡手段（LINE等）により届け出るものとする。

2. 会費の取扱い

休会期間中の会費については、原則として以下のいずれかとし、具体的な取扱いは年度ごとに役員会で決定する。

- ・全額免除
- ・半額徴収

3. 登録費等の取扱い

日本サッカー協会登録費、スポーツ保険料等の年間費用については、原則として返金しないものとする。

4. 休会期間

休会期間は原則として当該年度内とする。年度をまたぐ場合は、継続の意思を確認するものとする。

第2条（慶弔規定）

団員および関係者に慶弔事が発生した場合は、以下のとおり対応する。

1. 卒団祝い

卒団生に対し、予算の範囲内で記念品を贈呈することができる。

2. 弔慰

団員または指導者の同居家族に不幸があった場合、団名義で供花または香典として、5,000円程度を目安に支出することができる。

第3条（車両運用）

試合・大会・遠征等の移動に際し、保護者の車両を利用する場合は、以下のとおりとする。

1. 運転者

- ① 有効な運転免許証を所持し、日常的に運転を行っている保護者が運転することを基本とする。
- ② 法令を遵守し、安全運転を最優先とする。
- ③ 体調不良、疲労、飲酒その他の理由により安全運転が困難な場合は、運転を行わない。
- ④ 運転中の携帯電話の使用は禁止する。ただし、道路交通法等に適合したハンズフリー機器の使用を除く。
- ⑤ 事故・交通違反等が発生した場合は、速やかに団の代表者へ報告する。

2. 車両の管理・条件

- ① 使用する車両は、法令に基づく車検を有していること。
- ② 自動車保険について、対人・対物賠償が無制限の任意保険に加入していることを基本とする。
- ③ 同乗者についても、十分な補償が確保されている保険への加入が望ましい。
- ④ チャイルドシート・ジュニアシートについては、法令に従い適切に使用する。
- ⑤ タイヤ、ブレーキ、灯火類等の車両状態を事前に確認する。

3. 乗車・引率

- ① 乗車人数は法定定員を厳守する。
- ② 全席シートベルトの着用を徹底する。
- ③ 可能な限り、1台につき2名以上の責任ある大人が同乗することが望ましい。
- ④ 乗降時、サービスエリア等での休憩時その他移動中において、児童の安全確保に十分配慮する。

4. 事故時の対応

移動中の事故については、原則として当該車両の自動車保険を基本として対応するものとする。

事故が発生した場合は、負傷者の救護、警察への連絡等、必要な対応を行ったうえで、速やかに団の代表者へ報告する。

5. その他

本条に定めのない事項については、安全確保を最優先とし、団において適宜判断する。

第4条（備品・ユニフォーム）

1. 貸与ユニフォーム

団より貸与されたユニフォームは、卒団時または退団時に速やかに返却するものとする。紛失または著しい破損があった場合は、状況を確認したうえで、実費を請求することがある。

2. ユニフォームの管理

- ① 学年ごとに背番号・貸出状況等の管理を徹底する。
- ② 洗濯後は自然乾燥を基本とし、乾燥機は使用しない。
- ③ 移動時および食事の際は、原則としてユニフォームを着用しない。

④ 紛失・破損等があった場合は、速やかに学年代表へ報告する。

ユニフォームは団の共有備品であり、同一仕様のものを再作成できない場合もあるため、各自が責任を持って管理するものとする。

ルールを守れない状況が継続する場合は、個人購入をお願いする場合がある。

3. 個人備品

ボール、シューズ、レガース等の個人備品には記名し、各自で責任を持って管理する。

4. 団備品

団の備品は大切に使用し、破損・紛失等があった場合は、速やかに指導者へ報告する。

第5条（学年費）

1. 学年費について

団費とは別に、学年ごとの活動を円滑に進めるため、「学年費」として年間 15,000 円を目安に徴収するものとする。

具体的な徴収方法・時期については、各学年で定めるものとする。

2. 使用目的

学年費は、主に以下の用途に使用する。

- ・練習試合、大会等への参加に必要な費用
- ・学年で使用する専用の消耗品
- ・遠征時の一部補助費
- ・駐車場代等の活動に必要な費用
- ・スポーツドリンク等の熱中症対策品
- ・その他、学年活動に必要と認められる費用

なお、大会参加費、指導者の飲食代等については、必要に応じて団費より清算する場合がある。

3. 管理方法と会計の透明化

学年費は、団全体の会計とは別に、各学年の会計担当者が管理する。

年度末または必要に応じて、保護者へ収支報告を行い、透明性のある会計運用に努める。

第6条（LINE の運用）

1. 学年 LINE の目的

学年 LINE は、スケジュール共有、出欠確認、緊急時の連絡その他、団活動に必要な業務連絡を円滑に行うために使用する。

2. 出欠について

練習・試合等の出欠については、定められた期限までに回答する。

急な欠席や変更がある場合も、速やかに学年 LINE へ連絡する。

出欠状況は、人数把握、チーム編成、配車等に影響するため、確実な回答に協力する。

3. 連絡方法

団運営に関する相談・連絡については、原則として学年 LINE を利用する。

個人間のみでのやり取りは、情報共有ができない、誤解が生じる、公平な対応が難しくなる等の問題につながる場合があるため、特別な事情を除き、学年 LINE での共有を基本とする。

第7条（会場ルール）

1. 上谷沼グラウンド

上谷沼グラウンドを利用する際は、施設および団が定める利用ルールを必ず遵守する。

上谷沼グラウンドは、芝樋ノ爪蹴球少年団が管理・利用する大切な活動場所であるため、別紙に定める利用ルールについても必ず確認する。

2. 各会場について

大会・練習試合・遠征等で各会場を利用する際は、会場ごとの注意事項を指導者等から確認し、必ず遵守する。

保護者・選手が個人の判断で施設利用上のルールを変更したり、他の利用者へ独自の対応をしたりすることは避ける。

団全体の信用につながるため、皆様のご理解とご協力をお願いする。

第8条（塩分タブレット・差し入れ等）

1. 塩分タブレットについて

熱中症対策として、必要に応じて塩分タブレット等を活用する。

- ・摂取については、指導者の指示に従う。
- ・必要以上に摂取しない。
- ・体調に異変がある場合は、無理に摂取せず、指導者へ申し出る。

2. 差し入れについて

差し入れについては、原則として選手を優先して配布する。

兄弟への配布については、選手全員に行き渡った後、余りがある場合に限り配布することを基本とする。

また、兄弟等の飲食物（お菓子・ジュース等）については、選手が口にできないものもあるため、活動中や選手の前での飲食については十分にご配慮いただく。

第9条（保護者の関わり方）

1. 保護者の関わり方

選手の自主性・自立性を尊重するため、以下の事項についてご理解とご協力をお願いする。

- ・選手への過度な指示を控える
- ・ベンチや審判への抗議をしない

- ・他の選手への直接的な指導を行わない
- ・選手を温かく見守り、応援する
- ・身の回りのことは、できる限り選手自身に行わせる

2. 応援時のマナー

- ・保護者による指示・コーチングは控える。
- ・審判、特に相手チームのボランティア審判や子ども審判への批判・クレームは行わない。
- ・相手チームや選手への批判・クレームは行わない。

3. 指導への理解

選手の起用、ポジション、戦術その他の指導方針については、指導者に一任する。

試合ごとの結果だけではなく、選手一人ひとりの長期的な成長を見据えた育成に対し、ご理解とご協力をお願いする。

4. 子どもへの声掛け

練習中、試合中および試合直後等、チームとして行動している時間帯には、選手への個別の指示や過度な声掛けは控える。

必要な声掛けについては、自由時間等、活動の妨げにならない時間に行う。

5. 自チーム大会への協力

自チームが主催・運営する大会については、別紙に定める内容を確認し、可能な範囲での協力をお願いする。

6. 保護者間の協力

芝罘ノ爪蹴球少年団は、保護者の皆様のご理解とボランティアによる協力によって成り立っている。

各家庭の事情には十分配慮するものとし、無理のない範囲での協力と、保護者同士がお互いを思いやる姿勢を大切にする。

第10条（団ルールの遵守）

1. ルール制定の目的

多くの選手、保護者、指導者等が関わる少年団において、全員が安心して活動するためには、共通のルールを遵守することが重要である。

特定の方に負担が偏ることや、個人による解釈の違いから生じるトラブルを防ぐため、団のルールを明確に定める。

2. 個人判断による解釈の防止

団の決まりについては、各家庭が独自に解釈・変更することなく、統一した運営を行うことを基本とする。

疑問点や不明な点がある場合は、自己判断で対応せず、まず学年長へ確認する。

3. 確認手順

団のルールや運営について不明点・相談・提案等がある場合は、原則として以下の手順で確

認する。

各学年の学年長

↓

必要に応じて役員

↓

必要に応じて指導者・団の代表者

団全体の円滑な運営のため、原則として上記の手順に沿って相談する。

4. ルール違反等への対応

団のルールを著しく逸脱する行為、指導者・役員への暴言・誹謗中傷、他の団員・保護者への迷惑行為等が確認された場合は、状況を確認し、改善をお願いする場合がある。

改善が見られず、団の運営や他の団員の活動に重大な支障を及ぼす場合には、役員等による協議のうえ、退団をお願いする場合がある。

なお、対応にあたっては、事実関係を確認し、公平かつ適切に行うものとする。

5. 共通認識

団のルールは、すべての団員・保護者が共通の認識として守るものである。

個人の判断によるルールの変更・解釈は控え、疑問や意見がある場合は、所定の確認手順により相談する。

すべての選手が安心して活動できる環境づくりへのご理解とご協力をお願いする。

第 11 条 (SNS への写真・動画掲載)

1. SNS 掲載の目的

芝罘ノ爪蹴球少年団では、団の活動内容や選手たちの成長、大会・試合等の様子を、団の公式 SNS、ホームページ、募集チラシ等を通じて発信する場合がある。

SNS 等による活動発信は、団の活動を地域の皆様に知っていただくとともに、選手たちの頑張りや成長を共有し、団の広報および新入団員募集等につなげることを目的とする。

2. 写真・動画の掲載

練習、試合、大会、イベント等の活動中に撮影した写真・動画について、団の公式 SNS、ホームページ、募集チラシ等に掲載する場合がある。

掲載にあたっては、以下の事項に十分配慮する。

- ・選手個人を必要以上に特定できる情報を掲載しない
- ・住所、電話番号等の個人情報を掲載しない
- ・活動の趣旨に適さない写真・動画を掲載しない
- ・選手の尊厳およびプライバシーに配慮する
- ・大会名、会場名等についても、必要に応じて適切に取り扱う

3. 保護者による SNS 投稿

保護者の皆様が活動中に撮影した写真・動画を SNS 等へ掲載する場合は、他の選手、保護

者、指導者等のプライバシーに十分配慮する。

特に、他の選手が写っている写真・動画を個人の SNS 等へ掲載する場合は、本人および保護者の意思を尊重し、トラブルにつながらないよう十分注意する。

また、団内で共有された写真・動画等について、団の許可なく外部へ転載・公開することは控える。

4. 掲載を希望されない場合

お子様の写真・動画について、団の公式 SNS、ホームページ、募集活動等への掲載を希望されない場合は、事前に役員へ申し出る。

申し出があった場合は、可能な限り掲載を避けるよう配慮する。

なお、大会・試合等の活動では、複数の選手が写り込む場合があるため、掲載時には個人を特定できる情報の取り扱いに十分配慮する。

5. SNS 運用上の注意

団の SNS は、選手たちの活動を応援し、団の活動を適切に発信するために運用する。

選手、保護者、指導者、他チーム等への誹謗中傷、個人を特定するような投稿、活動の妨げとなる投稿等は行わない。

SNS を利用する際には、選手たちの安全、プライバシーおよび団全体の信用に十分配慮する。

第 12 条（細則の改定）

本細則は、団の運営状況や社会情勢等に応じて、必要により役員会の協議・決議を経て改定することができる。

改定した場合は、必要に応じて団員および保護者へ周知する。

第 13 条（施行）

本細則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。